

保医発 0601 第 3 号
令和 8 年 6 月 1 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」（令和 8 年 6 月 1 日付け保発0601第 4 号）が通知され、明細書発行加算の取扱いが変更されたところであるが、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成22年 5 月 24 日付け保医発0524第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 7 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号)

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>1 柔道整復施術療養費支給申請書への記載について</p> <p>(1) 3 部位以上の請求に係る負傷の原因について</p> <p>本年 9 月 1 日以降の施術分から、施術部位が 3 部位以上の柔道整復施術療養費支給申請書 (以下「申請書」という。) において、3 部位目を所定料金の <u>100 分の 60</u> に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式</p> <p>明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。また、負傷名 (部位及び負傷) 又は施術部位が分かるものであること。</p> <p>さらに、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、<u>患者の求めがあることを文書により明示的に確認した場合は、これに応じて 1 ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書 (施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの) である必要があること。</u></p> <p>なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式 2 又は別紙様式 3 を標準とし、患者の求めに応じて 1 ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式 4 を標準とするものである。<u>また、患者の求めにより明細書を 1 ヶ月単位でまとめて交付することの確認は、別紙様式 5 により行うこと。</u> <u>この場合において、当該様式を画面上に表示し、患者に当該画面上</u></p>	<p>1 柔道整復施術療養費支給申請書への記載について</p> <p>(1) 3 部位以上の請求に係る負傷の原因について</p> <p>本年 9 月 1 日以降の施術分から、施術部位が 3 部位以上の柔道整復施術療養費支給申請書 (以下「申請書」という。) において、3 部位目を所定料金の <u>100 分の 70</u> に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式</p> <p>明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。</p> <p>また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、<u>患者の求めに応じて 1 ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書 (施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの) である必要があること。</u></p> <p>なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式 2 又は別紙様式 3 を標準とし、患者の求めに応じて 1 ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式 4 を標準とするものである。</p>

において署名を求めた上で、電磁的記録により保存することも差し支えないこととする。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式6を参考とすること。

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア (略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。また、負傷名(部位及び負傷)又は施術部位が分かるものであること。

さらに、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めがあることを文書により明示的に確認した場合は、これに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書(施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの)である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。また、患者の求めにより明細書を1ヶ月単

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア (略)

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書(施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの)である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

位でまとめて交付することの確認は、別紙様式5により行うこと。
この場合において、当該様式を画面上に表示し、患者に当該画面上
において署名を求めた上で、電磁的記録により保存することも差し
支えないこととする。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式6を参考とすること。

エ・オ (略)

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付

①及び②に該当しない施術所においては、患者から明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付すること。

明細書の交付の際の費用について、仮に費用を徴収する場合であっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、あらかじめ明細書の発行費用について患者に説明し、同意を得た上で徴収すること。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めがあることを文書により明示的に確認した場合は、これに応じて1ヶ月単

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

エ・オ (略)

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付

①及び②に該当しない施術所においては、患者から明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付すること。

明細書の交付の際の費用について、仮に費用を徴収する場合であっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、

位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。また、患者の求めにより明細書を1ヶ月単位でまとめて交付することの確認は、別紙様式5により行うこと。この場合において、当該様式を画面上に表示し、患者に当該画面上において署名を求めた上で、電磁的記録により保存することも差し支えないこととする。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、希望する患者には明細書を交付する旨（明細書交付の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額等を含む。）を施術所内に掲示する等により明示すること。施術所内の掲示は別紙様式7を参考とすること。

エ・オ （略）

3・4 （略）

この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、希望する患者には明細書を交付する旨（明細書交付の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額等を含む。）を施術所内に掲示する等により明示すること。施術所内の掲示は別紙様式6を参考とすること。

エ・オ （略）

3・4 （略）

(別紙様式1) (略)

(別紙様式2)

明細書

様

保 險 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温罨法料	円
	冷罨法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
② 保険外	円	
合計金額(①+②)	円	
負傷名(部位及び負傷) 又は施術部位		
	施術力所	
	力所	

令和 年 月 日

住 所
氏 名

※ 負傷名は施術中での判断によるものであり、今後の施術等により変更される場合があります。

※ この明細書はあなたの受けた施術の内容が記録されているものです。保険者等から内容の確認がある場合がありますので、大切に保管してください。

(別紙様式1) (略)

(別紙様式2)

明細書

様

保 險 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温罨法料	円
	冷罨法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行体制加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
② 保険外	円	
合計金額(①+②)	円	

(負傷力所)
力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(別紙様式3)

領収証兼明細書

様

保 險 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
	② 保 険 外	円
	合計金額 (①+②)	円
負傷名 (部位及び負傷) 又は施術部位		

上記合計金額を領収しました
令和 年 月 日

施術力所 力所

住 所
氏 名

※ 負傷名は施術の中での判断によるものであり、今後の施術等により変更される場合があります。

※ この明細書はあなたの受けた施術の内容が記録されているものです。保険者等から内容の確認がある場合がありますので、大切に保管してください。

(別紙様式3)

領収証兼明細書

様

保 險 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行体制加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
	② 保 険 外	円
	合計金額 (①+②)	円

(負傷力所)
_____力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(別紙様式 4)

領収証兼明細書 (令和 年 月分)

(枚中 枚目)

施術日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
奥番号 (部位及び負傷) 又は施術部位	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
施術カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
<初検料・再検料等>						
初検料	円	円	円	円	円	円
初検時相談支送料	円	円	円	円	円	円
再検料	円	円	円	円	円	円
<施術情報提供料>						
<往療料>	円	円	円	円	円	円
<施術料等>						
整備・固定・施療料	円	円	円	円	円	円
後療料	円	円	円	円	円	円
運電法料	円	円	円	円	円	円
冷電法料	円	円	円	円	円	円
電療料	円	円	円	円	円	円
金属副子等加算	円	円	円	円	円	円
柔道整復運動後療料	円	円	円	円	円	円
<明細書発行加算>						
<その他>	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円
① 一部負担金	円	円	円	円	円	円
② 保険外	円	円	円	円	円	円
合計金額 (①+②)	円	円	円	円	円	円

上記合計金額を領収しました。
 発行日 令和 年 月 日
 住所
 氏名

※ 奥番号は施術の中での判断によるものであり、今後の施術等により変更される場合があります。
 ※ この明細書はあなとの受け取った施術の内容が記載されているものです。保険者等から内容の確認がある場合があり、
 りますので、大切に保管してください。

(別紙様式 4)

領収証兼明細書 (令和 年 月分)

(枚中 枚目)

施術日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
真働カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
<初検料・再検料等>						
初検料	円	円	円	円	円	円
初検時相談支送料	円	円	円	円	円	円
再検料	円	円	円	円	円	円
<施術情報提供料>						
<往療料>	円	円	円	円	円	円
<施術料等>						
整備・固定・施療料	円	円	円	円	円	円
後療料	円	円	円	円	円	円
運電法料	円	円	円	円	円	円
冷電法料	円	円	円	円	円	円
電療料	円	円	円	円	円	円
金属副子等加算	円	円	円	円	円	円
柔道整復運動後療料	円	円	円	円	円	円
<明細書発行体制加算>						
<その他>	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円
① 一部負担金	円	円	円	円	円	円
② 保険外	円	円	円	円	円	円
合計金額 (①+②)	円	円	円	円	円	円

発行日 令和 年 月 日
 住所
 氏名

(別紙様式5)

〇〇 施術所 様

私は、施術の内容がわかる明細書について、
1か月分をまとめて発行することを希望しま
す。

以上

年 月 日

氏名：

(新設)

(別紙様式6)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用についての情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

(別紙様式5)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用についての情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

(別紙様式7)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用についての情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望される方は、会計窓口までお申し出ください。発行手数料は1枚〇円になります。

(別紙様式6)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用についての情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望される方は、会計窓口までお申し出ください。発行手数料は1枚〇円になります。